

資 料

第 18 回運転免許制度に関する懇談会配付資料

議題「中型免許の創設に係る経過について」 頁数

1	中型免許の創設	1
---	---------	---

議題「高齢運転者に係る記憶力、判断力等に関する検査の導入等について」

2	高齢運転者に係る記憶力、判断力等に関する検査の導入（案）	4
3	高齢免許保有者数の推移	5
4	年齢層別免許保有者 10 万人当たり死亡事故件数の推移	6
5	免許保有者 1 万人当たりの死亡事故件数（平成 17 年）	7
6	政府目標	8
7	高齢運転者による死亡事故の特徴（平成 17 年）	9
8	認知機能が低下している者による運転の特徴	10
9	認知機能が低下している者への対応	11
10	認知機能検査の開発のための委員会における検討状況	12
11	高齢者講習の概要	16
12	認知症に係る行政処分に至る手続の流れ	17
13	高齢運転者標識（もみじマーク）の表示推進について	18
14	認知機能に関する検査の具体的実施方法について	19

中型免許の創設

現行

車両総重量	8トン	11トン
最大積載量	5トン	6.5トン
乗車定員	11人	30人

普通自動車

大型自動車

特に大きな車両
(21歳以上、経験3年以上)

普通免許
(18歳以上)

大型免許
(20歳以上、経験2年以上)

背景

- ・車両総重量5～8トン、11トン以上の自動車(貨物自動車が多分)の保有台数当たりの死亡事故件数が多い
- ・貨物自動車の大型化とそれに対応した技能・知識の不足

改正 (道路交通法の一部改正法(平成16年法律第90号)、3年以内施行)

車両総重量	5トン	11トン
最大積載量	3トン	6.5トン
乗車定員	11人	30人

普通自動車

中型自動車

大型自動車

普通免許
(18歳以上)

中型免許
(20歳以上、経験2年以上)

大型免許
(21歳以上、経験3年以上)

路上試験及び取得時講習を実施。中型免許の試験車両は現行大型免許と同程度、新たな大型免許の試験車両は、新たな大型自動車のうち最大級の大きさ。

第二種免許は、普通、中型、大型とも、21歳以上、経験3年以上

現行免許保有者の既得権は保護。改正に併せ、必要な安全対策を講ずる。

道路交通法施行令の一部を改正する政令 (中型免許関係) の内容

道路交通法

政令事項

高速道路における最高速度

中型自動車が高速道路を通行する場合の最高速度

中型貨物自動車（車両総重量が8トン以上等）については80km/時
それ以外の中型自動車は100km/時

運転制限

中型免許を受けた者に対する運転制限

中型免許を受けた者で、21歳未満又は免許保有期間が3年未満のものが運転できない自動車は、中型自動車のうち緊急自動車

取得時講習の免除

中型免許に係る取得時講習の受講義務が免除される者

指定自動車教習所の発行する中型免許に係る卒業証明書を有する者等

指定自動車教習所

現行の大型免許に係る指定を受けている教習所

別段の申出がなされた場合を除き、大型免許及び中型自動車に係る指定を受けたものとみなす大型免許に係る技能検定員等とみなされる者に研修を受けさせる義務

使用制限命令の期間並びに放置違反金及び反則金の額

中型自動車に係る使用制限命令の期間並びに放置違反金及び反則金の額

使用制限命令の期間：最長で3月
放置違反金及び反則金の額：大型自動車等と同額

道路交通法施行規則改正等の主な内容

道路交通法施行規則

自動車の区分

【車両総重量】

- 大型自動車 → 11トン以上
- 中型自動車 → 5トン以上
11トン未満
- 普通自動車 → 5トン未満

適性試験

- 大型免許、中型免許等の適性試験

現行大型免許と同様

技能試験

- 大型免許、中型免許、中型第二種免許等に係る技能試験の項目及び試験車両の基準を定める。

取得時講習

- 大型免許、中型免許及び中型第二種免許に係る取得時講習の内容を定める。

【取得時講習の内容】

- 危険の予測
- 夜間及び悪条件下における運転に必要な技能
- 応急救護処置

経過措置

- 8トン限定中型免許の保有者に対する更新時の適性検査

改正後の普通免許と同様

標識令

- 改正前後で通行禁止の対象となる自動車の範囲が変更されないよう、規制標識の表示する意味を改める。

指定自動車教習所規則

- 大型免許、中型免許及び中型第二種免許に係る教習の科目等の基準を定める。

届出自動車教習所規則

- 大型免許、中型免許及び中型第二種免許に係る教習の課程で、当該課程を受けることにより取得時講習の受講が免除されることとなるものの指定の基準を定める。

技能検定員審査等規則

- 大型免許、中型免許及び中型第二種免許に係る技能検定員資格及び教習指導員資格の取得の要件等を定める。

高齢運転者に係る記憶力、判断力等に関する検査の導入（案）

政府目標

平成24年までに、交通事故死者数を5,000人以下とする。

平成22年までに、死者数を5,500人以下とする。（第8次交通安全基本計画）

70歳以上の高齢免許保有者数と事故実態（平成17年）

免許保有者数 約540万人

死亡事故件数 1.4件/万人で、全年齢層中で唯一増加傾向
（特に、75歳以上は1.9件/万人で、70～74歳（1.0件/万人）の約2倍。
若年者（16～24歳。1.4件/万人）よりも多い。）

事故の特徴

- ・出会い頭による事故や一時不停止による事故
- ・正面衝突事故や通行区分違反による事故等の割合が高い。

加齢に伴い記憶力、判断力等の認知機能が低下している者による運転の特徴

認知機能が低下している者は、65歳以上の者のうち約3割と推計される。

運転の特徴

- ・信号無視や一時不停止
- ・不適切な運転操作による蛇行等～注意の方向にハンドルも向ける等等をする者の割合が多い。

認知機能が低下している者を把握して、これらの者に対してその旨の自覚に基づく安全教育を行う必要

免許制度に認知機能に関する検査を導入する。

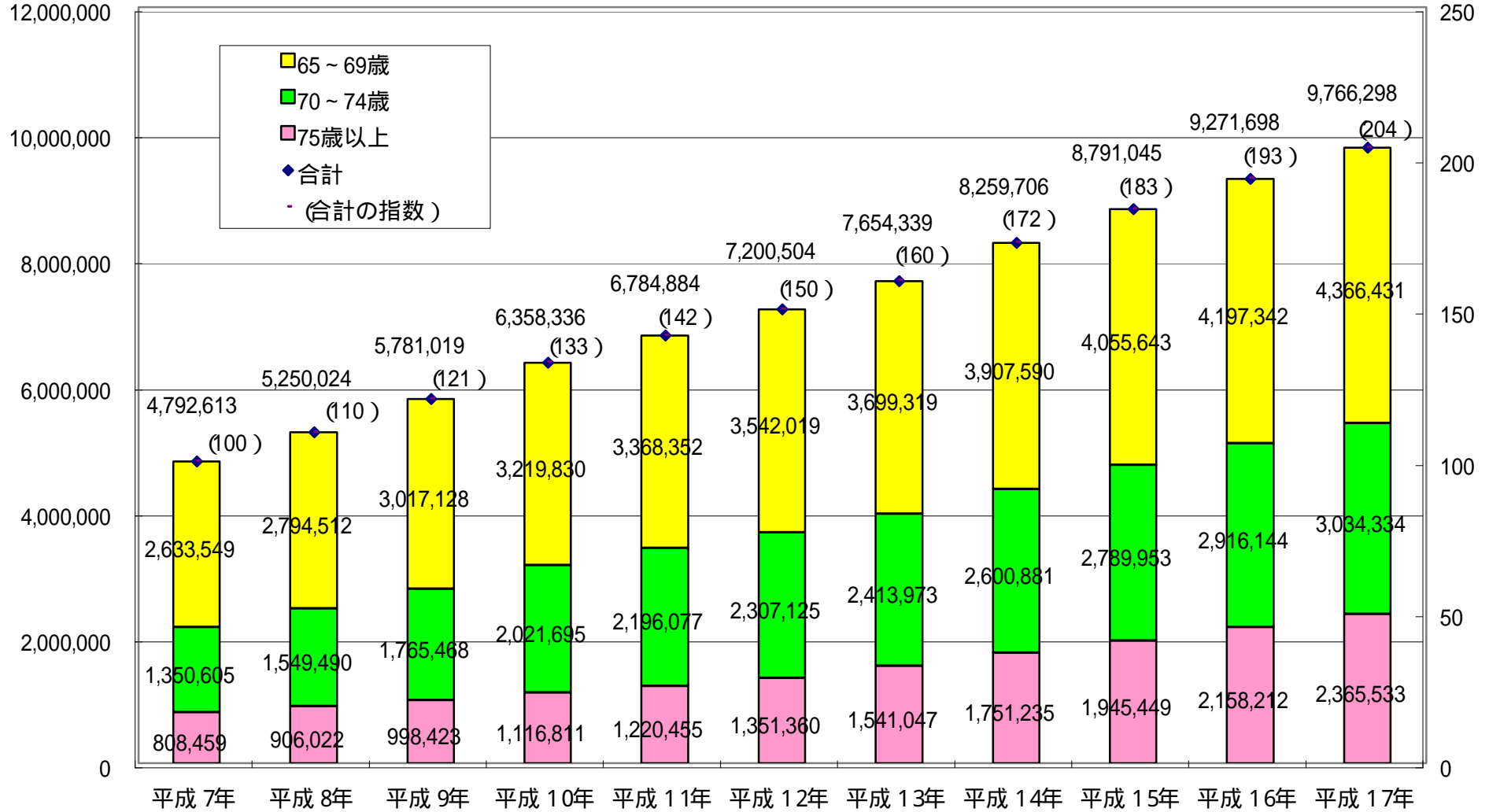
高齢者講習において検査結果を活用し、認知機能が低下している者に対し、その旨を自覚させ、安全教育を行う

また、検査の結果、認知症の疑いがある者を把握した場合には、臨時適性検査を受けさせるなど必要な措置を的確に講ずる。

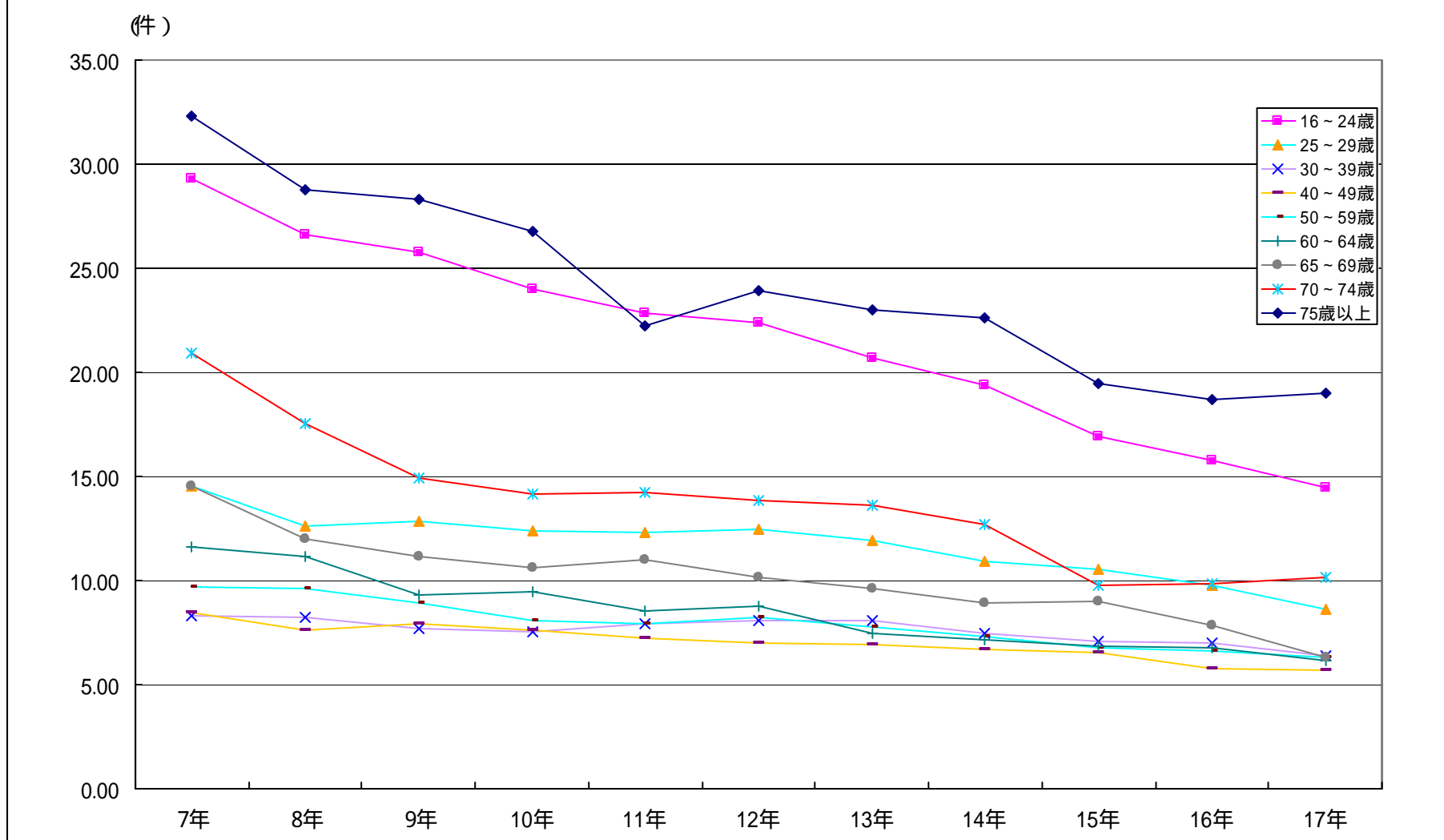
高齢免許保有者数の推移

運転免許保有者数 (人)

(指数)



原付以上運転者(第1当事者)の年齢層別免許保有者10万人当たり死亡事故件数の推移(各年12月末)



原付以上運転者(第1当事者)の年齢層別免許保有者10万人当たり死亡事故件数の推移(各年12月末)

年齢層別	年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	増減数	増減率	指数
15歳以下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16~24歳	16~19歳	51.57	46.83	44.30	38.87	36.66	35.00	32.53	32.09	29.40	26.73	23.26	-3.47	-13.0	45
	20~24歳	24.01	21.89	21.41	20.41	19.43	19.24	17.65	16.20	13.87	13.16	12.45	-0.71	-5.4	52
25~29歳		14.53	12.61	12.87	12.36	12.34	12.43	11.91	10.96	10.56	9.76	8.59	-1.17	-12.0	59
30~39歳		8.32	8.26	7.73	7.53	7.91	8.04	8.08	7.48	7.07	6.98	6.42	-0.56	-8.0	77
40~49歳		8.50	7.59	7.90	7.64	7.22	7.02	6.90	6.70	6.55	5.76	5.67	-0.09	-1.5	67
50~59歳		9.72	9.65	8.91	8.05	7.92	8.21	7.76	7.28	6.80	6.61	6.32	-0.29	-4.4	65
60~64歳		11.64	11.14	9.34	9.49	8.52	8.80	7.45	7.15	6.88	6.79	6.13	-0.66	-9.7	53
65歳以上	65~69歳	14.54	11.99	11.17	10.62	11.01	10.19	9.62	8.96	9.02	7.84	6.30	-1.54	-19.7	43
	70~74歳	20.95	17.55	14.95	14.15	14.25	13.83	13.63	12.73	9.79	9.84	10.15	0.31	3.1	48
	75歳以上	32.28	28.81	28.34	26.77	22.20	23.90	23.04	22.61	19.43	18.67	19.02	0.35	1.9	59
合計		13.46	12.32	11.81	11.14	10.79	10.74	10.21	9.57	8.83	8.31	7.75	-0.56	-6.7	58
(再掲)															
20~29歳		19.33	17.10	16.91	16.04	15.49	15.40	14.39	13.22	12.00	11.26	10.30	-0.96	-8.5	53
70歳以上		25.20	21.71	19.79	18.64	17.09	17.55	17.29	16.70	13.75	13.60	14.04	0.44	3.2	56

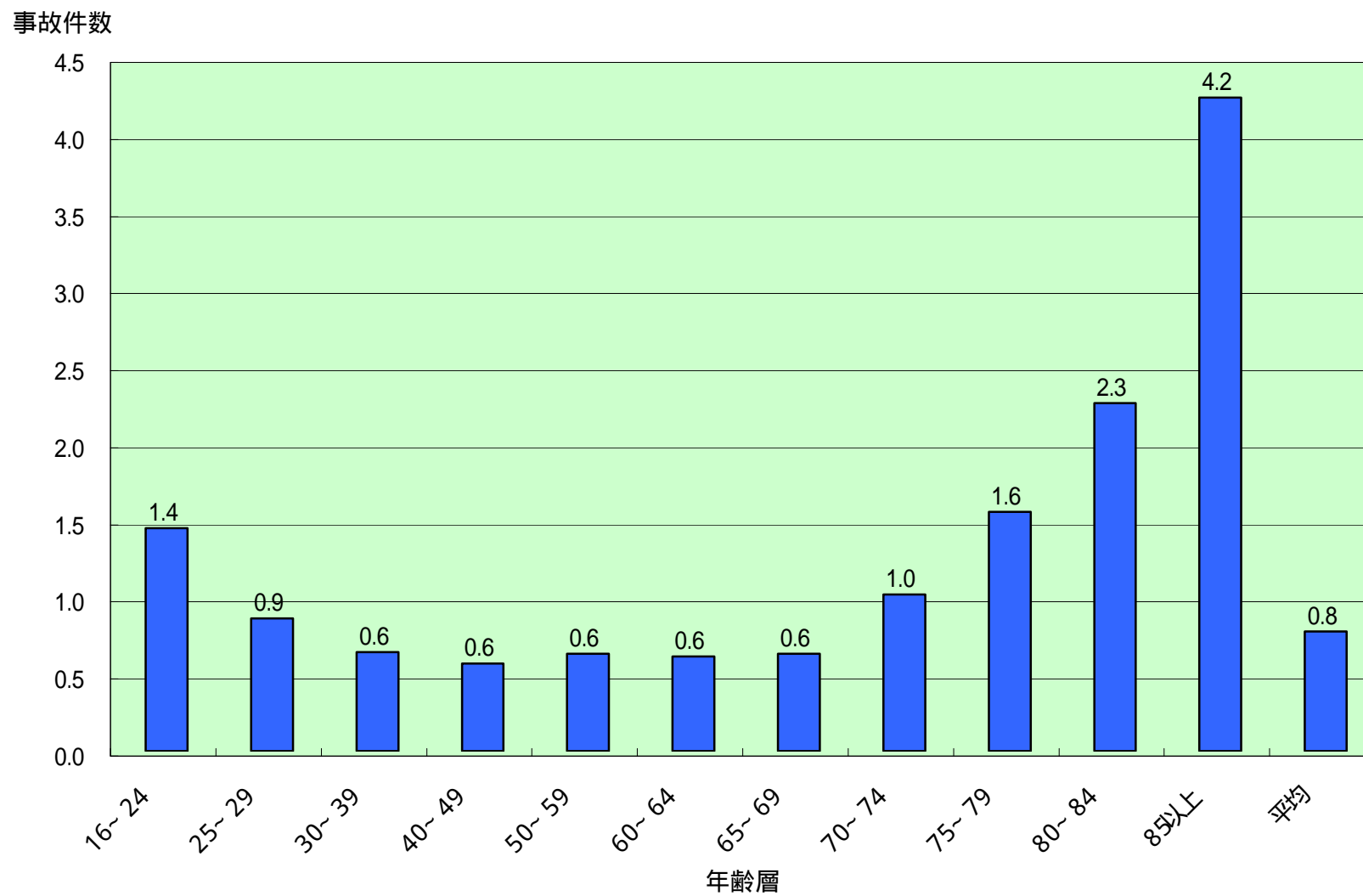
注1 増減数(率)は、平成16年と比較した値である。
 2 指数は、平成7年を100とした場合の平成17年の値である。
 3 算出に用いた免許保有者数は、各年12月末現在の値である。

原付以上運転者(第1当事者)の年齢層別死亡事故件数の推移(各年12月末)

年齢層別	年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	増減数	増減率	構成率	指数
15歳以下		21	20	23	16	21	20	23	11	14	9	11	2	22.2	141.9	52
16~24歳	16~19歳	1,025	894	826	719	658	618	562	537	463	397	328	-69	-17.4	4,230.1	32
	20~24歳	1,991	1,779	1,688	1,548	1,413	1,352	1,197	1,067	889	826	765	-61	-7.4	9,866.0	38
25~29歳		3,016	2,673	2,514	2,267	2,071	1,970	1,759	1,604	1,352	1,223	1,093	-130	-10.6	14,096.1	36
30~39歳		1,175	1,094	1,131	1,110	1,124	1,128	1,062	949	879	779	661	-118	-15.1	8,524.7	56
40~49歳		1,202	1,182	1,143	1,138	1,221	1,272	1,313	1,250	1,212	1,218	1,127	-91	-7.5	14,534.6	94
50~59歳		1,367	1,233	1,245	1,170	1,068	1,017	985	950	930	825	825	0	0.0	10,639.8	60
60~64歳		1,076	1,096	1,086	1,060	1,117	1,203	1,161	1,108	1,047	1,024	999	-25	-2.4	12,883.8	93
65歳以上	65~69歳	443	445	394	414	383	411	371	375	388	406	361	-45	-11.1	4,655.7	81
	70~74歳	383	335	337	342	371	361	356	350	366	329	275	-54	-16.4	3,546.6	72
	75歳以上	283	272	264	286	313	319	329	331	273	287	308	21	7.3	3,972.2	109
合計		9,227	8,611	8,420	8,102	7,960	8,024	7,714	7,324	6,839	6,503	6,110	-393	-6.0	78,798.8	66
高齢者構成率																
高齢者構成率		10.0	10.1	10.5	11.4	12.0	12.5	13.5	14.7	14.9	15.7	16.9	-	-	-	168
(再掲)																
20~29歳		3,166	2,873	2,819	2,658	2,537	2,480	2,259	2,016	1,768	1,605	1,426	-179	-11.2	18,390.7	45
70歳以上		544	533	547	585	584	642	684	727	651	690	758	68	9.9	9,775.7	139

注1 増減数(率)は、平成16年と比較した値である。
 2 指数は、平成7年を100とした場合の平成17年の値である。

免許保有者 1万人当たりの死亡事故件数 (平成 17年)



政府目標

政府としては、平成24年までに、10年間で交通事故死者数を5千人以下とし、「世界一安全」な道路交通の実現を目指すという方針である。

第8次交通安全基本計画における目標

平成18年3月14日

【数値目標】 交通事故死者数5,500人以下
交通事故死傷者数100万人以下

交通事故のない社会を達成することが究極の目標であるが、中期的には平成15年に設定した「10年間で交通事故死者数を5,000人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す」という目標の実現を図ることとし、本計画の計画期間である平成22年までには、年間の24時間死者数を5,500人以下にすることを旨とする。

「交通安全対策推進プログラム～第8次交通安全基本計画を踏まえて～」
における取組に当たっての指針

警察庁交通局
平成18年4月

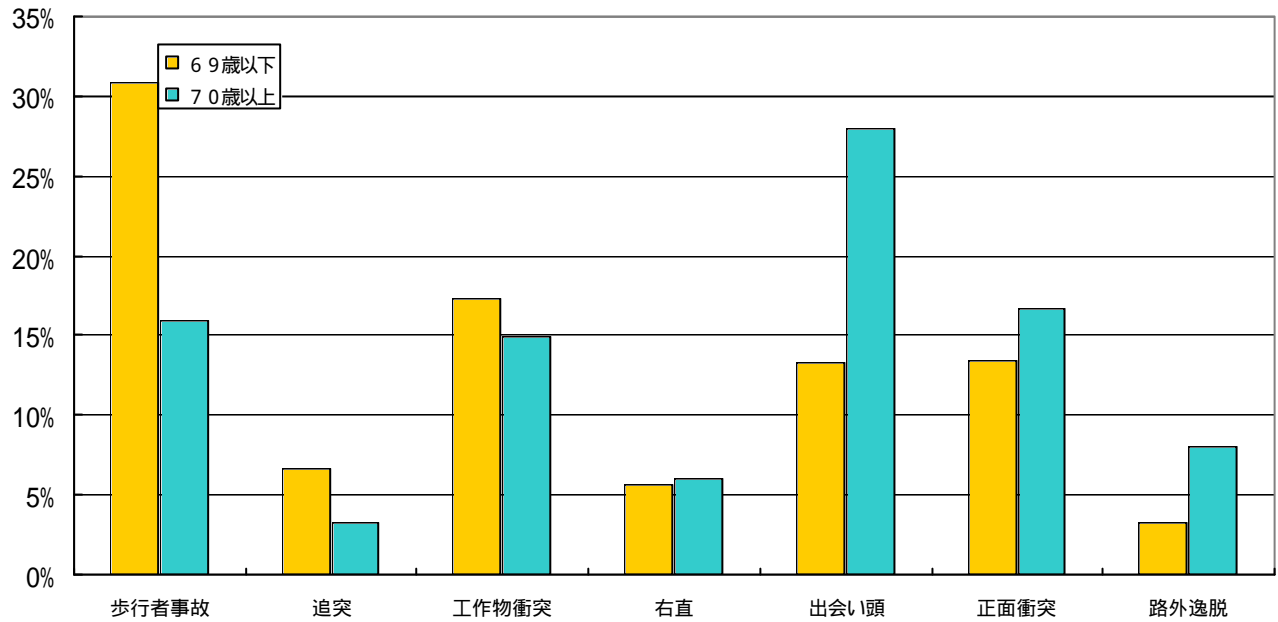
高齢運転者による死亡事故については、近年、他の年齢層による死亡事故が減少する中、増加傾向にあるが、このうち、65歳から69歳までの高齢運転者による死亡事故件数が減少しているのに対して、70歳以上の高齢運転者による死亡事故件数は増加している。今後、70歳以上の高齢運転免許保有者は年々増加が見込まれることから、現状のまま推移すれば、70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故の増加が懸念される。さらに、70歳以上の高齢者については、近年、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が唯一減少していない年齢層である。

このため、これらの分野については、交通事故死者数を5,500人以下にするとの政府目標を達成する上で、近年の減少傾向を定着させること（高齢運転者については、微増傾向に抑えること）だけでは足りず、特に重点を置いて、更なる抑止に取り組んでいく必要があることから、警察における目標として、

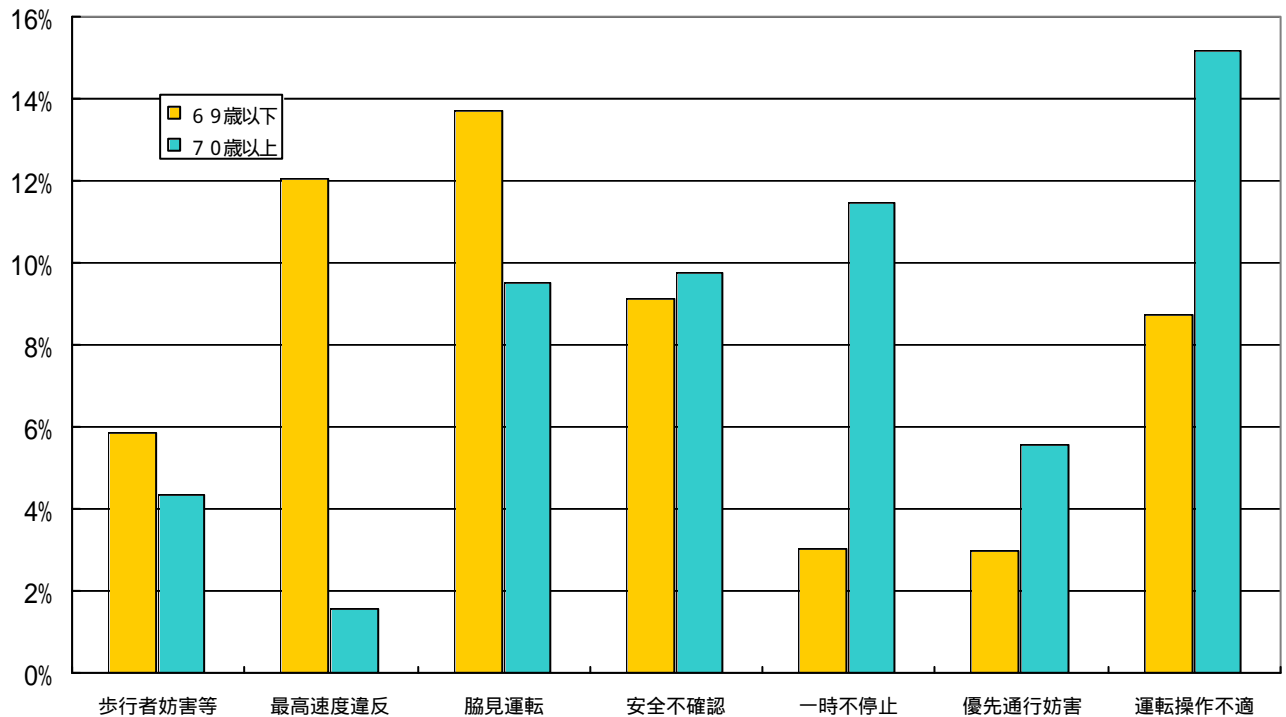
**70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を平成22年までに
約1割以上抑止する**
ことを掲げ、各種施策に取り組んでいくこととする。

高齢運転者による死亡事故の特徴 (平成 17年)

主な事故類型別死亡事故の構成率



主な法令違反別死亡事故の構成率



認知機能が低下している者による運転の特徴

1 信号無視

赤信号で、車体の全部又は一部が停止位置を超えた者の割合が、認知機能が低下している疑いがない者に比べ、
認知機能が低下している疑いがある者については 2割増
認知症の疑いがある者については 13割増

2 一時不停止

道路標識等による一時停止場所で、停止線の手前で減速しないまま通過した者の割合が、認知機能が低下している疑いがない者に比べ、
認知機能が低下している疑いがある者については 3割増
認知症の疑いがある者については 8割増

3 運転操作不適

注意を向けた方向にハンドルも向けてしまうなど、不適切な運転操作のため、蛇行したり、フラついたりした者の割合が、認知機能が低下している疑いがない者に比べ、
認知機能が低下している疑いがある者については 3割増
認知症の疑いがある者については 4割増

4 進路変更

進路変更の合図をしなかった者の割合が、認知機能が低下している疑いがない者に比べ、
認知機能が低下している疑いがある者については 2割増
認知症の疑いがある者については 5割増

(注1) 認知機能に関する検査を任意、受検した約4千人の高齢者講習受講者が、同講習において自動車等を運転した際のデータによる。(平成18年)

(注2) 「認知機能が低下している疑いがある者」とは、認知症に至らない程度に認知機能が低下している疑いがある者をいう。

(注3) 「認知症の疑いがある者」とは、認知機能に関する検査の結果、認知症の疑いがあるとされた者をいう。

認知機能が低下している者への対応

認知機能・・・記憶、言語（言葉のやりとり）、見当識（時間や場所について正しく認識すること）、計算、思考、注意力などを適正に働かせ、それに基づいて正しい判断をする脳の機能

認知症・・・脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（介護保険法第8条第16項）

器質的な変化・・・組織や細胞が、もとの形態にもどらないような変化

認知症である者は、免許の取消し等の行政処分の対象となる。これに対し、認知症に至らない程度に認知機能が低下している者は、免許の取消し等の対象とはならない。

認知症である者

記憶

記憶障害、特に最近の出来事に対するもの
日常生活に支障がある

見当識

今日が何年何月何日という時間の見当識に障害あり
ときに地理的失見当あり

問題解決能力

複雑な問題解決に関する障害あり

運転が危険

行政処分

認知症に至らない者

記憶

軽い物忘れ

見当識

障害無し

問題解決能力

障害が疑われる

継続して
運転可能

安全教育
運転支援
を行っていく。

認知機能検査の開発のための委員会における検討状況

1 委員会の構成 (委員については五十音順。敬称略)

委員長	本間 昭	東京都老人総合研究所参事研究員
委員	岡野 道治	日本大学理工学部機械工学科教授
	北村 伸	日本医科大学武蔵小杉病院内科助教授
	繁田 雅弘	首都大学東京健康福祉学部長
	鈴木 春男	自由学園最高学部長
	三村 将	昭和大学医学部精神医学教室助教授

2 認知機能に関する検査の開発の経緯

高齢免許保有者による死亡事故件数が全年齢層中で唯一増加傾向にあり、これらの者への安全対策が交通事故防止に係る最重要課題の一つとなっていることから、加齢に伴って低下し、自動車等の運転に影響を及ぼすおそれがあると考えられる記憶力、判断力等の認知機能について、その状況を把握するための簡易な検査の開発を警察庁から依頼されたもの。

平成 17 年度に東京都老人総合研究所が行なった基礎的研究により作成された検査案について、約 4,000 人の高齢免許保有者の協力を得て試験的に実施するとともに (別紙 1 参照) これまでに 3 回の委員会を開催して検討を行い、現在、最終報告案のとりまとめを行っているところである。

3 開発された認知機能に関する検査の概要

本検査は、以下の 4 項目に係る各設問に対し、受検者自身が用紙に記入するものであり、各項目に係る得点から導き出した総合得点に応じて、受検者を「認知症の疑いがある者」(第 1 分類)、「認知症に至らない程度に認知機能が低下している疑いがある者」(第 2 分類)及び「認知機能が低下している疑いがない者」(第 3 分類)に区分するものである。

時間の見当識 (検査時における年月日、曜日及び時間を回答させることにより、時間の感覚を検査するもの)

手がかり再生 (一定のイラストを記憶させ、時間をおき、手がかりを与えた上で回答させることにより、記憶力を検査するもの)

時計の描画 (時計の文字盤を描かせ、その文字盤に指定した時刻を表す針を描かせることにより、空間把握能力 (物の位置関係を把握する能力) を検査するもの)

言語の流暢性 (特定のグループを総称する単語 (例えば「動物」) を与

え、そのグループに属する単語をできるだけ多く記載させることにより、記憶力を検査するもの)

また、本検査は、

- ・ 20分程度で実施できる
- ・ 検査を実施する者は、医師等の専門的知見を備えたものである必要はない
- ・ 検査を実施する者1名が、複数名の受検者に対して実施することができる

ものである。

4 認知機能に関する検査の活用の在り方に関する意見

委員会は、開発した認知機能に関する検査の活用の在り方について、以下の点を指摘している。

年齢層が高いほど、第1分類及び第2分類に区分される者の割合が高くなる関係が認められることから、より高い年齢層ほど、本検査の実施対象とする必要性が高い。

認知機能が低下するほど、危険な運転行動をとる者の割合が高くなる関係が認められたことから、第1分類及び第2分類に区分された者に対し、認知機能の低下を自覚させ、安全運転に関する指導を行うことが適当である。

その際、適切かつ効果的な指導を行うための方法、留意事項等として、認知機能が低下した者の特性を踏まえ、別紙2記載の事項が挙げられる。

また、併せて、認知機能の低下等に係る一般的な知識に関する指導を行うことが効果的であるとともに、認知機能の更なる低下を防止するため、専門の医療機関等を教示、紹介することが望ましい。

第1分類に区分された者は、自動車等の運転に支障が生ずるおそれがあることから、臨時適性検査の実施等の所要の措置を講ずる必要がある。

ただし、第1分類に区分された者の中に、実際には認知症ではない者が含まれる可能性があることにかんがみると、本検査の結果以外の要素も勘案して、認知症であるとの疑いが強まった場合に臨時適性検査の実施等の手続に移行することが適当である。

本検査を実施する者については、専門的知見を要しないものの、検査の適切な実施に必要な研修を事前に行う必要がある。また、本検査が認知症の診断を行うものではないこと、個人情報保護、検査結果について受検者に対し、正確かつ丁寧に説明すべきこと等についても十分に理解させることが必要である。

試験実施の結果について

1 受検者

人数 4,046 人 (男 3,328 人 女 718 人)

平均年齢 74.2 歳 (男 74.5 歳 女 73.0 歳)

2 年齢層別の検査結果

	総数	第 1 分類		第 2 分類		第 3 分類	
69歳～74歳	2450人	49人	2.0%	462人	18.9%	1939人	79.1%
75歳～79歳	1124人	31人	2.8%	318人	28.3%	775人	69.0%
80歳～84歳	388人	18人	4.6%	136人	35.1%	234人	60.3%
85歳以上	84人	2人	2.4%	41人	48.8%	41人	48.8%
合計	4046人	100人	2.5%	957人	23.7%	2989人	73.9%

75歳以上	1596人	51人	3.2%	495人	31.0%	1050人	65.8%
-------	-------	-----	------	------	-------	-------	-------

認知機能が低下した者に対する安全教育の方法、留意事項等

例えば、受検者が実車の運転等を行った際に、認知機能の低下に関係する運転行動が見られる場合には、その場でその旨を指摘するなど、受検者の具体的な行為・行動等に関して指摘を行い、自分に関係があることをできるだけ明確に理解させること

例えば、交差点を通行する際の注意事項について指導を行う場合には、認知機能が低下している者が多くのことを同時に処理することが不得手であることを踏まえ、できるだけ、注意事項等を網羅的に指導するのではなく、特に必要な注意事項に絞った指導や、優先順位の高い注意事項から始める指導を行うこと

限られた安全教育の時間において、仮に教える項目が少なくなったとしても、検査対象者が理解しているかどうかを確認しながら指導すること

夜間や悪天候等悪条件下における運転等は、周囲の状況に注意を払うべき要請が高いため、認知機能が低下している者にとっては負担が重い状況であることから、そのような状況における運転はできるだけ控えるように指導すること

高齢者講習の概要

免許証の有効期間の更新を受けようとする者で、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の高齢者は、高齢者講習の受講が義務付けられている。

高齢者講習は、

「加齢に伴って生ずるその者の身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを理解させるための講習」

とされ、委託を受けた自動車教習所において、少人数のグループ編成により、以下の内容を3時間で行っている。

1 講義

高齢者に多い交通事故の特徴や高齢化に伴って生じる視力などの身体的機能の低下についての説明

最近改正された道路交通法令の説明

交通安全に必要な知識

などについて、ビデオや教本を使って講義する。

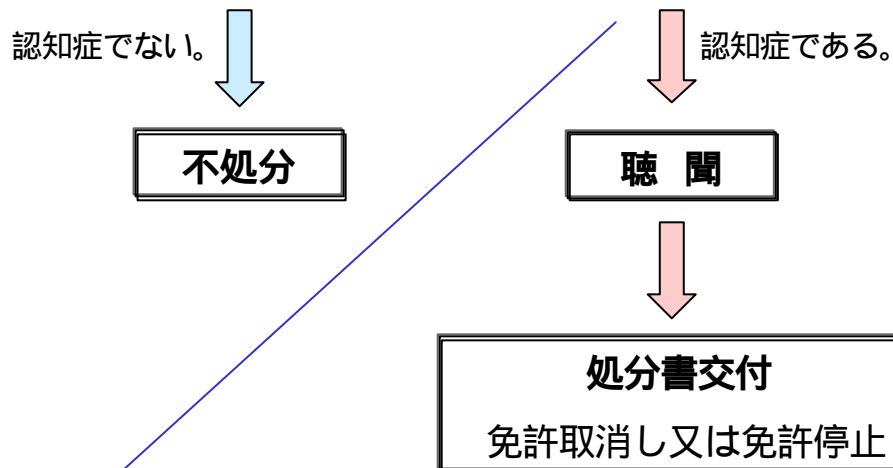
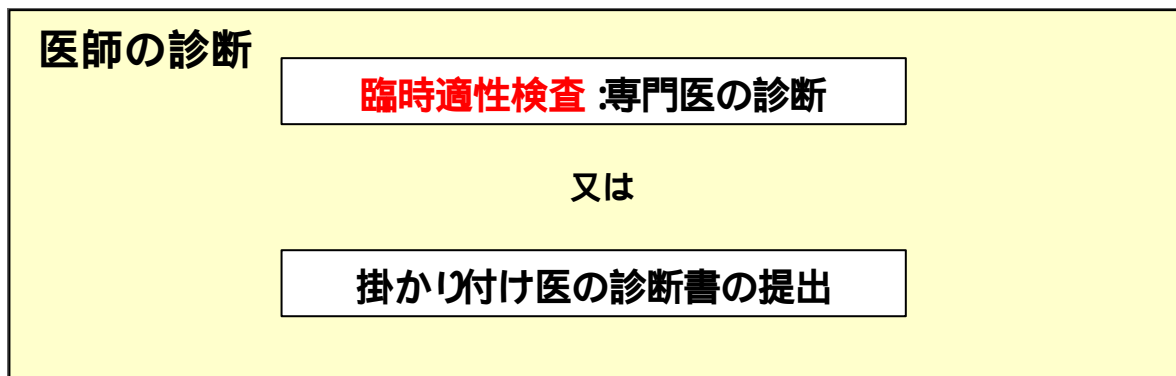
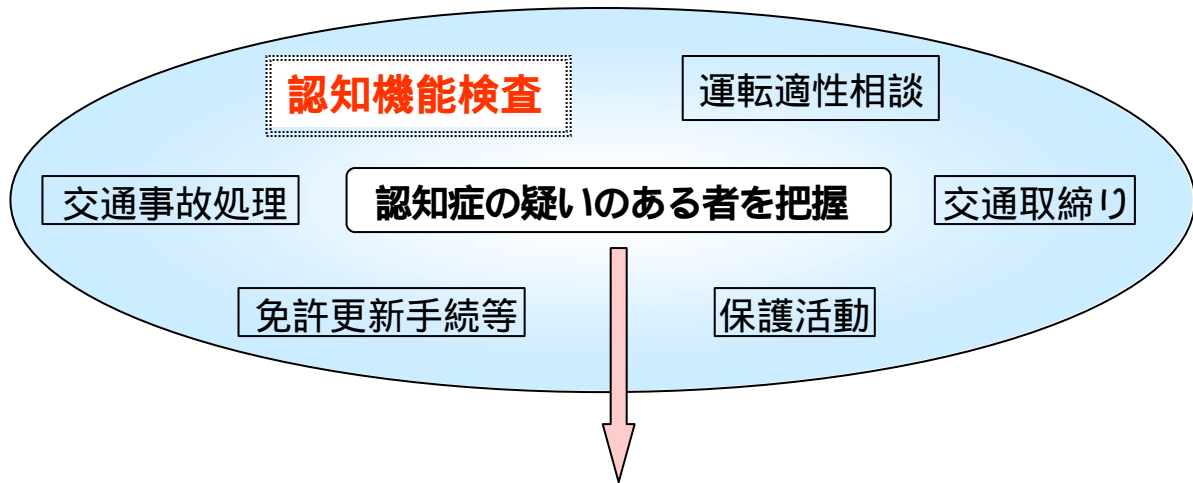
2 器材による検査

運転操作検査器（反応の速度や正確性を測定する器材）や動体視力検査器・夜間視力検査器を使って、反応の速度や正確性、動体視力・夜間視力などを測定し、その結果に基づいて個別に安全運転の指導を行う。

3 自動車等の運転実習

実際に自動車等を運転してもらい、指導員が助手席に座って運転行動を観察し、その結果に基づいて個別に安全運転の指導を行う。

認知症に係る行政処分に至る手続の流れ



処分基準

アルツハイマー病の認知症、血管性認知症及び6か月以内に回復の見込みがない認知症の場合は、免許の取消し。

6か月以内に回復する見込みがある認知症の場合は、6か月以内の免許の停止。

高齢運転者標識（もみじマーク）の表示促進について

「もみじマーク」の概要

現行規定

「もみじマーク」表示の努力義務

70歳以上の者は、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、普通自動車の前面及び後面に「もみじマーク」を付けて普通自動車を運転するよう努めなければならない。

「もみじマーク」を表示した者に対する保護措置

車両等の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、「もみじマーク」を付けた自動車に対して幅寄せや無理な進路変更をしてはならない。



「もみじマーク」の表示率（ ）:

70歳以上 - 22.6%

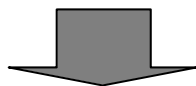
75歳以上 - 35.3%

交通死亡事故当事者の「もみじマーク」表示割合:

70歳以上の第1当事者 - 18.6%

70歳以上の第2当事者 - 15.3%

平成18年1月警察庁実施のアンケート調査結果



高齢運転者に係る事故防止を図るため、高齢運転者に「もみじマーク」の表示を促進する必要

認知機能に関する検査の具体的実施方法について

1 時間の見当識

検査用紙 1 の回答欄に、現在の「月」、「日」、「年」、「曜日」及び「時間」を記載させる。

2 手がかり再生

検査の冒頭に、16 種類のイラスト^{*1} を記憶させる。

検査用紙 2 を用いて、受検者の注意をイラストの記憶から逸らすため、平仮名の「か行」と「さ行」を逆順に書かせる作業を行う（妨害検査）。

検査用紙 3 を用いて、最初に記憶したイラストをできるだけ思い出させる。

検査用紙 4 を用いて、ヒントを与えた上で、記憶したイラストをできるだけ思い出させる。

3 時計描画

検査用紙 5 を用いて、白紙の回答用紙に円を書かせ、そこに文字盤（1 から 12 までの数字）を描かせる。

次に、その文字盤に指定した時刻（例「11 時 10 分」）となるように時計の針を描かせる。

4 言語の流暢性

検査用紙 6 を用いて、特定のグループを総称する言葉（例「動物」）を与え、そのグループに属する言葉をできるだけ多く記載させる。

なお、「手がかり再生」におけるイラスト、「時計描画」における指定の時刻及び「言語の流暢性」におけるグループ名については、それぞれ 4 種類のずつ、異なる設問を作成しているところ。

*1 イラストの掲載ができるかどうかについては、現在、著作権者に確認しているところです。

検 査 用 紙 1

次のページに5つの質問があります。左側に質問が書いてあるので、それぞれに対する答を右側の回答欄に記入してください。答がわからない場合には、思った通りに記入してください。

なお、「何年」についての質問がありますが、これは西暦で記入しても、和暦で記入しても構いません。

(見当識)

以下の質問にお答え下さい

質問	回答
いま 何がつ 今は何月ですか？	がつ 月
きょう なんにち 今日は何日ですか？	にち 日
ことし なんねん 今年は何年ですか？	ねん 年
きょう なんようび 今日は何曜日ですか？	ようび 曜日
いま なんじなんぷん 今は何時何分ですか？	じ ぶん 時 分

けん さ よう し
検 査 用 紙 2

これからひらがなを逆から書いてもらいます。
たとえば、「あ、い、う、え、お」を逆から書くよ
うに指示されたときは

お え う い あ

というように記入してください。

(検査)

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

けん 査 よう し 紙 3
検 査 用 紙 3

すこ まえ 何枚かの 図版をお見せしました。

そこには4つずつ 絵が描いてありました。

なに が 描かれていたかを思い出せるだけ 全部記入
してください。

かいとう じゅんばん と おも だ じゅんばん
回答の 順 番は問いません。思い出した 順 番で
記入してください。

(自由再生)

1 .

2 .

3 .

4 .

5 .

6 .

7 .

8 .

9 .

10 .

11 .

12 .

13 .

14 .

15.

16.

検 査 用 紙 4

今度は、左にヒントが書いてあります。

それを手がかりに、それぞれ何が描かれていたかを思い出せるだけ全部記入してください。

回答はそれぞれのヒントに対して一つだけ記入してください。二つ以上は記入しないでください。

(手がかり再生)

1. ^{くだもの} 果物

2. ^{どうぶつ} 動物

3. ^{からだ} ^{いちぶ} 体の一部

4. ^{かぐ} 家具

5. ^{だいくどうぐ} 大工道具

6. ^{いるい} 衣類

7. ^{がっき} 楽器

8. ^の ^{もの} 乗り物

9. ^{やさい} 野菜

10. ^{こんちゅう} 昆虫

11. ^{だいどころようひん} 台所用品

12. ^{とり} 鳥

13. ^{たたか} 戦いの ^{ぶき} 武器

14. ^{はな} 花

15. ^{でんきせいひん} 電気製品

16. ^{ぶんぼうぐ} 文房具

けん 査 よう し 紙 5
検 査 用 紙 5

つぎ とけい か
次に時計を描きます。まず時計の文字盤を描い
てください。おお えん か
大きな円を描いて、それにぜんぶのすうじ
を描き込んでください。

あと じかん してい
後で時間を指定しますので、その時間をしめ
うに、とけい はり か こ
に、時計の針を描き込んでください。

(時計 描画)

検 査 用 紙 6

つぎの検査は知っている言葉をたくさん思い出して書いてもらう検査です。

なお、回答は漢字でも、カタカナでも、ひらがなでも構いません。

(流暢性)

知っている「^{どうぶつ}動物」の^{なまえ}名前をできるだけたくさん^か書^がいてください。^{かんじ}漢字でもカタカナでもひらがなでも^{かま}構いません。

1 . _____	16 . _____	31. _____
2 . _____	17 . _____	32 . _____
3 . _____	18 . _____	33 . _____
4 . _____	19 . _____	34 . _____
5 . _____	20 . _____	35 . _____
6 . _____	21 . _____	36 . _____
7 . _____	22 . _____	37 . _____
8 . _____	23 . _____	38 . _____
9 . _____	24 . _____	39 . _____
10 . _____	25 . _____	40 . _____
11 . _____	26 . _____	41 . _____
12 . _____	27 . _____	42 . _____
13 . _____	28 . _____	43 . _____
14 . _____	29 . _____	44 . _____
15. _____	30. _____	45. _____